

新規資金調達やマル経借換にご利用ください！

# 新型コロナウイルス対策 マル経融資のご案内

当商工会議所において、経営指導を原則6ヶ月以上受けている小規模事業者の方で、相模原商工会議所の推薦により無担保・無保証人で融資が受けられる公的融資制度です。

利率

1.45%

実行後12回  
実質金利0.725%

(2024年11月1日現在)  
利率は融資決定時利率となります

融資額

別枠

1,000万円以内

融資  
期間

運転資金

20年以内  
(据置5年以内)

## 適用要件

※お申込の内容により、本制度を適用出来ない場合がございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方であって、次のいずれかに該当する方

- ・最近1カ月間の売上高または過去6カ月の平均売上高が前6年のいずれかの年と比較して5%以上減少している方
- ・債務負担が重くなっている方

## お申込み要件

※お申込の内容により、ご融資出来ない場合がございます。

### ①規模要件(従業員数)

- 製造業、サービス業(のうち娯楽・宿泊業)、その他業種・・・20人以下
  - 商業、サービス業(娯楽・宿泊業以外)・・・5人以下
- 法人企業の役員、個人事業者の家族従業員、パート・アルバイトは除きます。

### ②指導要件

相模原商工会議所の経営・金融に関する指導を原則6ヶ月以上受けていること。

### ③営業年数・地域要件

最近1年以上、相模原市内(旧相模原市域)で事業を行っていること。

### ④業種要件

日本政策金融公庫の融資対象業種であること。

### ⑤納税要件

所得税・法人税・事業税・市県民税等、納期の到来している税金を完納していること。

### ⑥許認可要件

許認可を必要とする業種はその許認可を受けていること。

## ご相談時に 必要なもの

個人事業主及び法人企業共通

- 前年・前々年の確定申告書・決算書
- 最近の合計残高試算表(決算から6ヶ月以上経過している場合)
- 最近1ヶ月と前年または前々年同期の売上高がわかるもの(売上台帳等)



マル経融資実行後12回分の貸付金利50%以内を相模原市が利子補給します。

詳細は…

相模原商工会議所経営支援課：042-753-8135

南支所：042-746-3619またはQRコードから！

